

## 地方分権改革の推進について

全国知事会

過日、全国知事会が平成22年以来求めてきたハローワークの地方移管に関連し、地方版ハローワークの創設等が盛り込まれた第6次地方分権一括法が成立了。安倍内閣総理大臣及び石破内閣府特命担当大臣のリーダーシップの下、地方分権が着実に前進していることを評価するとともに、関係者の御努力に感謝申し上げる。

こうした地方分権改革の一方で、地方から東京圏への人口流出に歯止めが効かず、東京圏への一極集中が進み、地域間格差が拡大しつつある現状がある。この傾向が続けば、集中と過疎化が一層進行し、我が国の国土構造の歪みが更に拡大し地域間格差が固定化しかねない。

こうした現状を踏まえれば、地方創生の取組における政府関係機関の地方移転、地方への移住定住政策などいわば中央から地方への水平的な分散を進めるのと同時並行で、地方分権改革を推進していくとの視点が欠かせない。

こうした観点から、以下のとおり政府に対して提言する。

### 1 地方創生の実現を更に加速するための地方分権改革の一層の推進

#### (1) 国と地方の役割分担の見直しを踏まえた地方税財源の充実・確保

- 国は、これまでの累次の地方分権改革推進委員会の勧告及びそれに基づく地方分権一括法により、地方に対する事務・権限の移譲及び規制緩和を実施し、更には地方分権改革に関する「提案募集方式」を導入するなど、地方分権改革を推進してきた。
- こうした地方分権改革の成果を活かし、地方は、自らの発想と創意工夫により、独自の条例制定や規制緩和に取り組むとともに、人口減少克服に向けた地方創生に積極的に取り組むなど、地方に対する期待や地方の果たすべき役割の重要性は格段に高まっている。
- しかしながら、事務・権限が増え、自由度は高まったものの、それを十分に活用するために見合った財源が配分されておらず、国は財政健全化を最優先とし、国と地方の役割分担に見合った税財源の在り方について十分な議論がなされていない。

- そこで、国と地方が一体となって地方創生という国家的課題に取り組まなければならぬ今こそ、国と地方の税財源配分を国と地方の役割分担に見合った形で見直し、地方の税財源を充実させ、偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。

## (2) 地域の実情に応じた新たな雇用対策の仕組みの構築

- 全国知事会は、就職相談から職業紹介まで一貫した支援ができるることなどを理由に、長年ハローワークの地方移管を国に対して強く求めてきたが、昨年、全面移管の方針は堅持しつつも、前に進めるための一つの方策として、石破内閣府特命担当大臣に地方版ハローワーク創設やハローワーク特区の全国展開等の要請を行った。
- 第6次地方分権一括法では、地方版ハローワークの創設や地方公共団体が国のハローワークを活用する枠組みなどが盛り込まれ、新たな雇用対策の仕組みが実現可能となったところである。
- しかし、地方版ハローワークは国のハローワークと同等の機能を確保できなければ、利用者に十分なサービスを提供できないことから、地方版ハローワークの実効性を確保するため、国と同等の求人・求職情報を地方側へ提供するなど、国が所有する求人・求職情報等を地方が十分活用できるよう対応を検討するとともに、柔軟な人員対応及び財政支援措置など必要な支援策を講じること。
- また、地方公共団体の代表が参画する検討の場を継続的に開催し、地方公共団体の意見を十分に反映させること。
- 更に、ハローワークの地方移管の実現に向け、地方版ハローワークの成果や課題を検証し、制度改善や国と地方の連携、役割分担のあり方等について必要な見直しを行うこと。

## (3) 「提案募集方式」等に基づく改革の推進

### 【提案の実現に向けた後押し】

- 「提案募集方式」を導入してから本年で3年目を迎えたが、依然、意欲と知恵がある地方から具体的な提案が数多く提出されている。
- 国は、地方分権改革を着実に推進するため、地方からのこれらの提案を無為にすることなく、実現に向けて真摯に検討し、一部の限定的、断片的な事務・権限の見直し等に留まることなく、なお一層の地方への事務・権限の移譲及び規制緩和が進むように、積極的に後押しを行うこと。
- 提案を検討するに当たっては、全国一律の権限移譲を基本としつつも、先行地域における実証制度として地域特性を活かせる「手挙げ方式」を積極的

に活用するとともに、広域連合等を活用するなど、地方からの提案が最大限酌みとられるよう対応をすること。

- ・ また、これまでの対応方針において、「検討を行う」とされた提案や年次を示して結論を得たとした事項について、速やかにフォローアップを行い、その内容を示すとともに、有識者会議における議論のテーマとして深掘りし、提案を実現すること。

#### 【「提案募集方式」等の見直し】

- ・ 「提案募集方式」は、地方分権改革の手法として一定の役割を果たしているが、提案対象を地方自治体の事務処理に係るものに限定しているため、地方の意欲と知恵を十分に活かし切れていない。
- ・ 「提案募集方式」については、今まで対象外とされていた「国が直接執行する事業の運用改善」等も募集対象とするといった内容拡充を行うとともに、地方分権改革を一層推進するための新たな手法についても検討を行うこと。
- ・ 提案の検討に当たっては、具体的な支障事例や制度改正の効果等の立証責任を地方のみに課すのではなく、地方への権限移譲や規制緩和を行うことを原則として、地方に委ねることによる支障等の立証・説明責任を国もしっかりと果たすこと。
- ・ 更に、国家戦略特区・地方創生特区への地方からの提案を積極的に採択するとともに、認められた規制緩和のうち、地方自治体への義務付け・枠付けの見直しにあたるものについては、国家戦略特区・地方創生特区に指定された地域に限定せずに規制緩和が実現できるよう、義務付け・枠付けを見直すこと。

#### (4) 従来から権限移譲等を求めている重点項目

##### 【中小企業・農林水産業支援】

- ・ 地方創生の実現のためには、地域経済の活性化は不可欠であり、地域経済を支える中小企業や農林水産業への支援は、地方自治体の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、地方自治体が実施する事業との適切な連携によって、より効果を上げることができる。
- ・ 都道府県を介さず、国の出先機関が直接実施している事業、民間事業者等に直接交付している補助金（いわゆる「空飛ぶ補助金」）は、地方自治体が実施する事業との連携が図られず、効果を最大限に発揮することができないという問題があるため、これらのうち地域振興に資するものは、自由度をできる限り高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。

## 【地域交通】

- ・ 人口減少社会の進行とともに、過疎地域をはじめとする地方では、生活に必要なヒト・モノ・カネ・サービスへのアクセスがますます難しくなっていくことが危惧される。こうした地域住民のナショナルミニマムを確保すべくセーフティネットを構築するためには、地域が自ら考え実行できる仕組みづくりが必要であることから、路線バス、タクシー等、旅客自動車運送事業に関する事務・権限の移譲を進めること。

## (5)国と地方のルールに関する改革

- ・ 義務付け・枠付けについては、これまで約1,000条項の見直しが実現し、一定の進展があったが、実際には、見直し後も「従うべき基準」が多用されるなど地方の自由度が高まっていない面もある。
- ・ こうした現状を踏まえ、「従うべき基準」については、速やかに廃止又は参照すべき基準化を進めるとともに、引き続き、地方分権改革推進委員会の第2次・第3次勧告に従って義務付け・枠付けについて見直しを行い、勧告において示された「義務付け・枠付けに関する立法の原則」の法制化、政府における「チェックのための仕組み」の確立を図ること。
- ・ また、規制改革の観点から、国では、地方自治体が各自独自に条例等に基づき定めている規制内容について、その不統一性等から国内の経済活動に支障が生じ得るとして、当該規制内容を国が法令で規定し直すことで解決を図ろうとする動きもあるが、地方自らが広く検討するのが本来であり、累次にわたる地方分権改革推進委員会の勧告等に基づき進められてきた地方分権改革の着実な取組と成果を十分理解した上で議論を行い、地方分権と規制改革の両立した考え方を示すこと。

## 2 国と地方の協議の場の積極活用

- ・ 地方創生、地方分権改革、社会保障制度改革等を実現するためには、国と地方の力を結集した施策を展開することが不可欠であるため、国と地方の協議の場を積極的に活用し、十分な時間を確保しつつ実効ある対話を積み重ね、地方の意見を確実に施策に反映させること。
- ・ また、協議の質を充実させるため、全てを本会議で協議するのではなく、税制改正、地方財政対策に関する「地方税財政分科会（仮称）」など分野別の分科会を設置し、政策の企画・立案段階から国と地方の力を結集できる仕組みを作ること。

### **3 事務・権限の移譲等を円滑に進めるための措置**

- ・ 第6次地方分権一括法による事務・権限の移譲等を円滑に進めるため、地方の意見を十分に反映して、財源措置、移譲等のスケジュール、研修の実施・マニュアルの整備等について、具体的な検討と調整を早期に進めること。
- ・ 特に、財源措置については、地方が十分な予算・人員を確保して住民サービスが確実に提供できるよう、移譲に伴って生ずる新たな財政需要と措置の内容を具体的かつ早期に示し、確実に措置すること。
- ・ また、適正な法執行の観点から、地方自治体が十分な準備期間を確保できるよう、地方への事前情報提供を含め、政省令の整備を公布後3ヶ月以内に行うこと。